

「市貝町の農業の振興に関する計画」に係る農業振興の達成状況の検証結果について

1. 「農業の振興に関する計画」について

「農業の振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）施行規則第4条の5第1項27号に基づく計画（以下「27号計画」という。）で、町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。

農振法では、土地改良事業等完了後8年を経過していない農地については、農用地区域から除外できないこととされていますが、当該計画に「地域農業の振興に資する施設」として位置づけられた施設の用地については例外的に除外が可能とされています。

2. 定期的な検証について

27号計画に位置づけられた施設については、当該施設が、地域の農業の振興に寄与し、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるか否かについて、定期的を検証することとされています。

(平成31年3月時点)

No.	施設の種類	農業振興の方策	農業振興の目標	検証結果	目標達成の状況
1	診療所駐車場	地域の農業従事者等が生涯にわたり健康で農業に従事できるよう「かかりつけ医」となる地域医療施設の確保	農業従事者が安心して農業経営に専念できる農村環境づくり	適	達成